

令和2年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月2日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和2年3月2日(月)9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 4番 石橋 雄一 議員 5番 村上 三三郎 議員

1. 出席議員

1番 大江 寿	7番 池田 賢治	13番 米澤 壽重
2番 村上 謙武	8番 安部 大助	14番 遠藤 義光
3番 菊地 政文	9番 前田 芳樹	15番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 平田 文夫	16番 福田 晃
5番 村上 三三郎	11番 石田 茂春	
6番 西尾 幸太郎	12番 高宮 陽一	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	大規模事業課長	村上 和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤 和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 3 号 令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)
- 議 第 4 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 議 第 5 号 令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議 第 6 号 令和元年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 7 号 令和元年度隠岐の島町訪問看護事業特別補正予算(第3号)
- 議 第 8 号 令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議 第 9 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議 第 10 号 隠岐の島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 11 号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
- 議 第 12 号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条
例
- 議 第 13 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町監査委員条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦
覧等の手続きに関する条例
- 議 第 23 号 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設置及び管理条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町交通指導員条例を廃止する条例

- 議 第 25 号 新町建設計画（隠岐の島まちづくり計画）の一部変更について
- 議 第 26 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 27 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 28 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議 第 29 号 公有水面埋立てに係る意見について
- 議 第 30 号 町道路線の認定について
- 議 第 31 号 工事請負変更契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕
- 議 第 32 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕
- 議 第 33 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事〕
- 議 第 34 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕
- 議 第 35 号 工事請負変更契約の締結について〔30 災 266 号油井 4 号線道路災害復旧工事〕
- 議 第 36 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点
施設建設建築主体工事〕
- 議 第 37 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点
施設建設機械設備工事〕
- 議 第 38 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点
施設建設電気設備工事〕
- 議 第 39 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（池田 2 工区）工事〕
- 議 第 40 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町真空ポンプ建設工事〕
- 議 第 41 号 建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化セ
ンター）の建設工事委託に関する基本協定〕
- 議 第 42 号 令和 2 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 43 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 44 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 45 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 46 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 47 号 令和 2 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 48 号 令和 2 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 49 号 令和 2 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 50 号 令和 2 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算

議 第 51 号 令和 2 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算

議 第 52 号 令和 2 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算

議 第 53 号 令和 2 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

議 第 54 号 令和 2 年度隠岐の島町上水道事業会計予算

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

ただ今から、令和 2 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 4 番：石橋 雄一 議員、
5 番：村上 三三郎 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 12 日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 13 日までの 12 日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る令和元年第 4 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

2 月 1 日に、伝統ある「布施立志式」に出席いたしました。多くの参加者を前にして 5 名の生徒から「14 歳の決意」について発表がありました。ご両親への感謝の気持ちや将来の目

標、その目標達成のために今がんばること等、自分の言葉で堂々と発表されておられました。

また、本年は地域出身の先輩からのメッセージや、在籍する中学校の先生からのメッセージもあり、近い将来、地域を巣立ち、そして必ずや地域のために再び帰って来るであろう子どもたちへ、エールを送っておられました。

2月21日には、令和元年度島根県町村議会議長会定期総会が、松江市の「タウンプラザしまね」で開催され出席いたしました。

主なる内容は、令和元年度補正予算、令和2年度事業計画案及び予算案などについて審議され、全会一致で「可決」いたしました。また、要望決議については、「中山間地域・離島地域の振興施策に関する要望決議」、「竹島の領土権確立等に関する要望決議」の2件が提案され、全会一致で「議決」されました。

県内各郡からも要望事項が提出され、隠岐郡からは、「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」、「離島医療・介護体制の充実強化について」、「日韓暫定水域における漁業秩序の確立について」の3件の要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

また、今総会において、自治功労者として「全国町村議会議長会長表彰」を石田茂春議員、「島根県町村議会議長会長表彰」を前田芳樹議員がそれぞれ受賞されました。誠にありがとうございます。

翌22日には、第15回「竹島の日」記念行事が、松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員と共に参加いたしました。

午前中には、県議会の竹島議員連盟が主催する「竹島問題を語る国民交流会」が、竹島問題の第一人者であります下條先生をはじめ、国会議員や地方議員、一般参加者の約120名の参加により開催されました。

参加者を12のグループに分け意見を交わしましたが、どのグループも熱心な意見交換となったようでございます。こういった取り組みを続け、地元民をはじめ県民、国民の竹島問題に関する機運の更なる高揚につながればと期待するところでございます。

最後に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧いただきたいと思っております。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

令和2年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春とはいえまだ浅く、寒さの名残を感じる日が続きますが、議員各位には、ますますご
壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和2年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員
各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りありがとうございます。

さて、全国的、世界的に大きな問題となっております新型コロナウイルスについてでござ
いますが、幸いにも現段階では島根県、隠岐地域におきましては発症の事例はございません
が、本町におきましても国の方針を基に小・中学校校長会、教育委員会の協議を踏まえ本日
から24日までの間、休校としたところでございます。休校期間につきましては、昨夜町内一
斉放送におきまして周知をさせていただいたところでございますが、状況をみながら短縮も
含め適切な判断をしてみたいと考えております。

また、併せまして今後2週間を目途に、本町主催の大型イベント、集会は差し控えるよう
決定いたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

本議会は、令和2年度一般会計及び特別会計の当初予算、令和元年度一般会計及び特別会
計の補正予算、条例の制定及び一部改正並びに工事請負変更契約の締結など52件の諸議案を
提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りま
すよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「令和元年第4回隠岐の島町議会定例会」以降の私
の行政報告でございますが、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、株式会社モンベルとの包括連携協定締結につきましてご報告申し上げます。

1月29日に、株式会社モンベルの大阪本社におきまして、アウトドア活動等の促進を通じ
た地域の活性化や、町民生活の向上に資することを目的として、本町と株式会社モンベルと
の包括連携協定を締結いたしました。

この協定は、包括的な内容となっておりますので、トレッキングやシーカヤックなどのア
ウトドア活動を活用した観光振興だけでなく、商工や福祉、また防災や人材育成など多方面

にわたり連携協力していくものでございます。

まず、初めの共同作業としましては、四季を通じて町内を共に調査し、また町内の事業者や各団体とも連携して、島全体のグランドデザインを描くことから始めたいと考えております。この協定によって、本町に大きな効果が得られるよう積極的に取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、「領土・主権展示館」開館記念式典及び竹島に関する要望活動並びに「竹島の日」記念行事参加などにつきまして、ご報告申し上げます。

1月20日、東京・虎ノ門の民間ビルに移転いたしました、「領土・主権展示館」の開館記念式典に出席してまいりました。展示スペースが以前の7倍となったこともあり、展示内容の一層の充実が求められるため、本町としても、さらに協力してまいりたいと考えております。

2月3日、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府を始め、外務省、文部科学省、水産庁及び海上保安庁並びに島根県選出の国会議員の皆様や関係する国会議員の皆様に対しまして、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施してまいりました。

濱田副会長、吉田県議、米澤議長、竹島対策特別委員会 福田委員長にも同行していただきました。

要望の内容は、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」、「隠岐の島町に国直轄による竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館』の設置」、「暫定水域における漁業秩序の早期確立」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化」及び「学校教育における竹島に関する学習の強化」の5項目を重点にお願いしてまいりました。

また、2月22日には、松江市の島根県民会館において、「竹島の日」記念式典が開催され、私も議員の皆様方や久見地区の皆様方とともに出席をしたところであります。

今後、竹島の調査・研究を進め、貴重な資料の保存・活用について取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、消防出初式につきまして、ご報告申し上げます。

新春恒例の消防出初式を1月6日に開催し、消防団員等関係者約350名の参加により、隠岐の島町総合体育館前で通常点検、その後、隠岐島文化会館で議員の皆様方をはじめ、多数のご来賓の出席を賜り式典を行いました。

式典終了後、役場前で消防車両16台による一斉放水を行い、大勢の町民の皆様方にご覧い

いただきました。

全国的に消防団員の減少が課題となっており、本町におきましても減少傾向にあります。今後、消防団関係者と十分に連携を図りながら、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保に努めてまいり所存であります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長の施政方針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

令和2年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位は許より、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国におきましては、人口減少、少子高齢化が大きな課題となっており、「一億総活躍社会」の実現に向け、「地方創生法」、「有人国境離島法」、新年度6月から施行されます「地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」などさまざまな法・制度を整備してまいりました。

本町におきましては、これら制度を十分活用のうえ、まちづくりを進めていくところではございますが、さらに将来を見据え、わがふるさとを次の世代に引き継ぐと言う強い信念のもと、この町を元気にすべく、新しいまちづくりを進めなければなりません。

私は、町長就任以来、目標に掲げてまいりましたこの町に「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」の3つの「よかったが響くまち」の実現に向け、日々取り組み、少しずつではございますが、一定の成果が出始めているものもあると思うところでございます。

新年度は、町民の皆様からいただいた任期最終年を迎えることとなりますが、我が隠岐の島町がさらに飛躍できるよう、より一層の決意と情熱をもって“チーム隠岐の島”をより強固にし、町政に取り組んでまいり所存でございます。

現在、町政運営の羅針盤となる「第2次総合振興計画」を策定中でございますが、人口減少対策と地域振興は表裏一体であることを念頭に、この計画を柱とし、自らの創意工夫とたゆまぬ努力、そして、新たな視点と意欲的なチャレンジにより自立した自治体運営に向け、改めまして全力を傾注していく所存でございます。

そして、人が交流し、ものの流通が活発化し、消費が向上することで島内経済が拡大し、まちが潤い元気になる、このような循環型の地域社会の実現に向け、危機感を持って取り組まなければならないと考えるところでございます。

また、本年は「第50回島まつり」、「第15回隠岐の島ウルトラマラソン」、そして、新庁舎竣工記念として開催する「第15回隠岐古典相撲」など多くの節目となる記念行事を予定しております。これらの行事の情報発信はもとより、一人でも多くの方に訪れていただき、まちが活気づくよう、町民の皆様と協働し、町をあげて取り組んでまいります。

それでは、『「よかった。」が響くまち 隠岐の島』の実現を目指し、3つの「よかった。」が感じられる新年度の町政運営につつまして、特に、重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

第一点目は「隠岐の島に生まれてよかった」、子どもの声が弾むまちについてでございますが、はじめに、「子育てしやすい環境づくり」についてであります。

安心安全な妊娠・出産への支援、健やかな発育・発達支援、子育て家庭への経済的支援や医療費支援、育児不安軽減対策、子ども同士や親子が地域の中で交流できる環境整備を行ってまいります。

新年度より開設いたします「子育て世代包括支援センター」におきまして、妊娠期から子育て期にわたるまで、個別ニーズを把握したうえで情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かに、切れ目のない支援を一体的に行ってまいります。

子育て世帯に対する経済的負担の軽減につつましては、引き続き、町独自の軽減策により、国の基準額より低く抑えた保育料とするほか、「幼児教育の無償化」において、国制度で無償化の対象外とされた副食材料費につつましても無償とするなど、積極的な支援を行ってまいります。

子どもの医療費支援につつましては、さらなる子育て支援の充実を図るため、本年10月診療分から助成枠を拡大し、乳幼児から中学3年生までの医療費無料化を実施してまいります。

学校給食につつましては、公費負担により給食費を減額改定することで、保護者負担の軽減による子育て支援を進めてまいります。

子どもや親子が交流できる環境の整備につきましては、子育て支援センターなど地域における子育ての拠点機能を十分に活かすことはもとより、「隠岐の島町公園整備基本計画」に基づき、公園などの整備、拡充を図ってまいります。

町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長され、「隠岐の島に生まれてよかった」そう思っただけの町、また、誰もが安心して子育てができる町を目指し、取り組んでまいります。

次に、「教育の充実」についてであります。

豊かな自然、特有の文化や歴史、温かい地域社会など、本町の特色ある地域資源を活かした「3つのよかったが響くまち」を合言葉にまちづくりを進めてまいりました。

これをより推進するためには、子どもから大人まで一人ひとりの個性と能力が発揮され、夢と希望を持って暮らすことが大切であると考え、隠岐を愛する心を持った“隠岐びと”の育成を主眼に教育環境の整備に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、子どもたちの能力を伸ばす教育環境づくりを進めてまいります。

学校図書充実事業、英語指導事業、特別支援教育事業、魅力ある学校づくり事業などを継続して進めてまいります。新学習指導要領における子どもたちの学ぶ意欲を引き出し「主体的・対話的で深い学び」による「生きる力」を育成するために、学校・家庭・地域が連携して取り組む学力向上対策事業、ジオパーク学習や地域の課題発見解決学習等のふるさと教育をより推進してまいります。

学校施設につきましては、校舎・体育館照明のLED化や特別教室の空調設備整備などの安全・安心で快適な学習環境整備、校内通信ネットワーク整備、教育情報化整備計画策定などの学びを支える基盤となるICT教育環境整備に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、主体的に地域課題を見つけ、その解決策をさまざまな方法で学ぶことにより、積極的に地域に貢献しようとする「人づくり」や「仲間づくり」の活動を支援してまいります。町民一人ひとりが、学習活動やスポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き活きと心豊かに暮らせる地域づくりに努めてまいります。

教育と地域づくりに関しましては、「教育の魅力」が「地域の魅力」につながるよう、学校、家庭、地域、公民館が連携協力して行う教育キャンプ、徒歩旅行等により、地域全体で子どもたちの豊かで健やかな心身を育み、地域活力の増進を図ります。引き続き「ふるさと教育推進事業」等に積極的に取り組むとともに、公民館を拠点に、次世代を担う人材の育成と地域活動への支援に力を入れてまいります。

また、生涯学習を推進していくための中核施設である隠岐の島町図書館は、「隠岐の島町図書館振興計画」に掲げる基本理念「町民の暮らしに生きる図書館」の実現を目指し、基本目標に沿った各種施策を展開してまいります。

スポーツ振興につきましては、子どもたちから高齢者までの積極的な健康づくりや競技力向上のための環境づくりに努めてまいります。

特に、一流のアスリートにご指導いただく「つなGO 隠岐の島」の開催は、関係機関・団体が連携を強化し「町民の健康づくり」をテーマに各種スポーツ教室を通じてさわやかな汗を流すイベントであり、継続し積極的に取り組んでまいります。

文化財保護につきましては、町内にある史跡、埋蔵文化財、天然記念物など貴重な町の財産である文化財の調査・研究を進め、適切に保護し、次世代に継承するとともに、積極的な公開・活用に努めてまいります。

特に、国府尾城活用整備事業においては、その歴史的価値を明らかにするための調査・研究を進めるとともに、講演会を開催し、貴重な歴史遺産としての山城について町民の皆様へ理解を深めていただく企画を実施いたします。

また、社会教育施設の有効利用につきましては、スポーツ・文化芸術活動をより活発に広く実践していくために、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団等の社会教育施設指定管理団体との連携をさらに強化し、社会教育推進体制の充実と環境整備を図ってまいります。

第二点目は「隠岐の島に住んでよかった」、若者・女性が、高齢者が活躍するまちについてでございます。

はじめに、「総合計画と人口減少対策」についてであります。

本町の最上位計画となります「第2次総合振興計画」についてであります。現在、原案に対して総合振興計画審議会に意見を求めているところでありまして、その答申内容や町民の皆様を対象としたパブリックコメントの結果を踏まえ、新年度早期に策定し、向こう10年間を見据えた目標の達成に向けて、町民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、計画策定後の個別施策の推進にあたりましては、組織横断的な体制を整えるとともに、新たな視点による計画のマネジメント方式の導入を検討するなど、より効率的な進行管理に努めてまいります。

人口減少対策についてであります。国においては、昨年12月末に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、東京圏への一極集中の是正をはじめとする諸課題に

継続して取り組んでいく方針を示しました。

本町におきましても、国の「第2期総合戦略」を勘案しつつ「第2次隠岐の島町総合振興計画」において、「総合戦略」が目標といたします地方創生・人口減少対策への施策を盛り込み、職員と一丸となって取り組んでまいり所存であります。

新年度では、これまで進めてまいりましたUIターン者の増加につながる取り組みに加え、地域おこし協力隊による結婚相談員の配置や島外から町内の高校に留学する生徒への民間住宅家賃補助等、支援制度を充実させ、「本町へのあたらしい人の流れ」をさらに加速してまいります。

また、新年度からは、多様な移住者の方々のニーズに応じた住まいを提供していくことを目的に、島根県が実施いたします県職員宿舎の改修事業により用途廃止予定の八田教職員宿舎を取得し、UIターン者向けの集合住宅の整備に取り組む考えでございます。

次に、「雇用対策と商工業の振興」についてであります。

本町の雇用状況につきましては、昨年の夏頃から毎月の有効求人倍率が島根県の平均を大きく上回り、慢性的な「人手不足」の状況が続いております。この問題に対応すべく、本年度早々に「隠岐の島町雇用対策協議会」を設立しました。また、昨年末には国においても「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が制定されました。今後は、雇用対策協議会を中心に新たな制度も活用し、島内での中高生へのキャリア教育活動、UIターン施策との連携による島内外からの人材確保に向けて、より具体的な取り組みを産官学民一体となり進めてまいります。

商工業の振興につきましては、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、商工会を中心とした事業者との連携のもと、商工業の活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

特に、喫緊の課題となっております事業承継への支援、店舗改修や起業、創業への支援策については、有人国境離島施策などの活用は元より、本町独自のきめ細やかな支援策により、地域経済を支える事業者の方々を後押ししてまいります。

次に、「農林水産業の振興」についてであります。

本町の基幹的産業であります農林水産業につきましては、激しく変動する社会情勢や経済状況に適応すべく、生産者の方々や関係機関との連携のもと、地域の特性や豊かな資源を活用した自立できる農林水産業の仕組みについてともに知恵を出し合い、6次産業化も含めた総生産額の向上と地域経済の活性化に引き続き取り組んでまいります。

農業では、主食用米を中心とした生産体系から高収益作物への移行を促す施策をより一層推進してまいりますとともに、関係機関との協同により集落営農組織の設立や企業参入、新規就農者の育成など担い手や後継者の組織強化を図る取り組みを積極的に進めてまいります。

特に、新年度においては、島根県やJA、担い手農家との連携によるリースハウス制度を活用した新たな振興作物の開拓、荒廃農地の解消に向けた農業団地の整備について、調査・研究を行ってまいります。

林業では、国産木材の需要が高まる中、高性能機械の導入や森林経営計画に基づく木材生産体制の効率化を進めつつ、松江市をはじめ増加傾向にある近畿圏などからの島内産製材品の受注に応えられるよう、製材品も含めた島内産木材の本土への出荷拡大に向け精力的に取り組んでまいります。さらにバイオマス原木について、試験的な出荷検証を新年度において民間企業と連携して実施する予定であります。

「木質バイオマス利用推進センター」についてであります。ペレット燃料の安定生産と供給施設の拡充のため、企業参入による発電事業も視野に入れた、地域循環型産業の育成を図ってまいります。

森林資源の新たな活用についてですが、適切な経営管理が行われていない森林について、林地所有者や林業関係者の方々との連携のもと、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、林業の成長産業化と森林の適切な管理のための体制づくりを進めてまいります。

畜産業についてであります。引き続き、年次計画による公共牧野の新規造成や既存牧野の再整備を進め、放牧を中心とする和牛繁殖経営の低コスト化と新たな若手就農者や企業参入を促す取り組みを推進し、繁殖雌牛の増頭と生産基盤の強化を図ってまいります。

また、隠岐郡畜産共進会の開催など「隠岐の島町畜産センター」の有効活用を促進することにより、さらなる畜産業の振興や本土からの購買者の増加を目指すところであります。

水産業につきましては、離島漁業再生支援交付金を活用した水産振興策を展開し、種苗放流事業等による磯根資源の確保や安心・安全な漁港施設の整備など、漁業者の方々が安心して操業できる環境づくりを進めてまいります。

また、課題となっております、隠岐の島町における鮮魚等の流通システムの構築についてであります。現在まで3回の検討委員会が開催され、関係機関の方々の意見調整や仕組みづくりの協議がなされているところでございます。

町といたしましても、島根県やJFしまね、漁業、観光、商工等関係機関との情報共有・連

携強化に努め、町民の皆様や観光客の方々に広く安定的に隠岐島産の海産物が提供できる枠組み作りに積極的に関わってまいります。

次に、「地域医療・保健・福祉」についてであります。

地域医療につきましては、病院と開業医・診療所・訪問看護等の在宅医療との連携を密にするとともに、医療・介護・生活支援の連携を推進し、患者及び家族の方々に寄り添った切れ目のないサービスを提供してまいります。

医師招へいにつきましては、島根県及び隠岐広域連合と連携を図りながら情報収集を行い、地域医療の維持・充実のため医師確保に努めてまいります。

また、医療従事者につきましては、関係大学等の地域推薦入学制度の活用及び関係機関との連携により地域医療を目指す看護師等の育成支援を行うとともに、UI ターンの働きかけ等も行いながら積極的な情報発信を図り、人材確保に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、厳しい経営状況ではありますが、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担い、安心・信頼の身近な医療機関として地域の暮らしを守っていくため、町立診療所の体制を維持しながら運営をしていく考えであります。

保健事業につきましては、「健康寿命の延伸」「元気で長生き」の目標達成のため、がん対策、生活習慣病対策を重点的に取り組んでまいります。各種健診（検診）の推進等により町民の皆様の健康意識を高め、医療機関や地域の自治組織等との連携を密にして、ライフステージに沿った保健事業の展開と地域に根ざした保健活動に取り組むとともに、企業との連携も図ることにより働き盛り世代の健康意識の向上を図り、町民の皆様の健康の保持増進を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、令和2年度が「国保の都道府県単位化」となり3年目となります。国保を取り巻く環境は、被保険者の減少、低所得者の増加等により保険税収入が伸びず、加入者の高齢化、医療の高度化に伴い一人あたりの医療費が伸びており、厳しい事業運営が見込まれております。引き続き、県と連携を図りながら健全な運営に努めてまいります。

本町といたしましては、国保税率の改定を行わない方針ですが、これまで以上に国保税の徴収率向上に努めるとともに、保健福祉の関係部署と連携を図り、効果的な保健事業に取り組み、さらなる医療費の適正化を進めてまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、保健福祉の関係部署と連携を図り、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、

今後も島根県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健全な制度運営に努めてまいります。

地域福祉につきましては、隠岐の島町総合保健福祉計画の基本理念であります「支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島」の実現を目指し、医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員の方々などの関係機関や地域の皆様とのネットワークを強化し、町の実情や課題に即したきめ細やかな対応による、総合的な地域福祉の充実をさらに図ってまいります。

大きな課題となっております福祉・介護職場の人材確保対策につきましては、昨年創設いたしました福祉職場処遇改善事業、新規就労者に対する支援助成金制度などを有効に活用し、関係機関、事業所などと連携しながら、重点的に取り組んでまいります。

障がいのある方への支援につきましては、住み慣れた環境や家庭において自立した日常生活や社会参加ができますよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを総合的に実施してまいります。ノーマライゼーション理念の下、障がいのある方の主体性が尊重される社会の実現に向け、取り組んでまいります。

高齢者の皆様への支援につきましては、地域の課題や町民の皆様のニーズを的確に把握し、関係機関と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる町の実現に取り組んでまいります。

特に、在宅での介護需要が高まっていく中、介護と医療の連携は喫緊の課題であり、往診体制や訪問看護体制、高齢者住宅のあり方などにつきまして関係機関などと集中的に検討を行い、一定の方向性を示してまいりたいと考えております。

高齢者の皆様の豊かな知識や能力を活かし、地域社会の担い手となって活躍いただく場があります町シルバー人材センターにつきましては、先般開設されました島根県シルバー人材センター隠岐分室と連携することにより、派遣事業を含めた職の開拓に努め、会員の増はもとより、町民の皆様から必要とされ、愛される組織となりますよう、取り組んでまいります。

生活困窮者への支援につきましては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、ハローワークや隠岐の島町あんしんセンターと連携し、就労等自立に向けた支援を行ってまいります。また、多重債務や生活実態による経済的困窮を理由として生活保護に陥ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業の取り組みを拡充し、個々の困窮の原因に応じた相談支援を行ってまいります。

次に、「安心・安全で快適なまちづくり」についてであります。

新庁舎整備についてであります。各工事は順調に進んでおり、周辺道路も本年度中に完了し、交差点信号機の供用開始は4月1日を予定しております。

また、本体工事につきましても5月末には完了し、引き渡しを受け次第、7月27日の開庁に向け移転及び備品納入等の作業を行ってまいります。

新庁舎においては、より良い行政サービス機能、防災拠点としての機能などを備えた施設となっておりますが、それだけでなく、町民の皆様と協働の拠点として機能を発揮できるよう運用をしてまいりたいと考えております。

防災対策につきましては、「自助・共助のできるまち」を目指し、地域防災力の中核となる消防団の充実と消防力の強化、自治会組織・関係機関と連携を深めながら、防災意識の高揚や自主防災力の充実強化に向けた支援策などを実施してまいります。

町道等インフラ整備につきましては、町民の皆様の安全・安心を基本に国道・県道とともに整備を進めてまいります。

また、施設の長寿命化につきましても、計画に沿って点検及び維持補修に取り組んでまいります。

西郷港周辺の整備につきましては、新たに担当部署を設置し、立地適正化計画の早期制定等、具現化に向け取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、黒田住宅の建て替えを実施するとともに老朽化住宅の改修等を進めてまいります。

また、空家対策及び住宅耐震改修事業につきましても、特定空家の解消並びに住宅耐震事業を積極的に取り組み安全で安心な生活環境づくりに努めてまいります。

都市公園再編事業では、本年度から取り組んでおります寺の前公園施設整備事業を引き続き実施するとともに、適正な都市公園の維持管理に努め快適な生活環境づくりに取り組んでまいります。

上水道事業につきましては、町民の皆様に「安心・安全な水道水」をお届けできるよう引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

また、料金改定により黒字転換となりましたが、使用量は減少傾向でもありますことから、経営改善のため引き続き経費節減並びに料金徴収に積極的に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、生活環境の改善、海や河川などの公共用水域の水質の保全を図るため、西郷地区、五箇地区の公共下水道事業、西郷浄化センターでの汚水処理施設共同整備事業及び中村地区の漁業集落排水事業等、引き続き整備を推進し、エリアの拡大にあわ

せ接続促進の普及啓発にも努めてまいります。

また、国の方針により集落排水事業、市町村設置型浄化槽などを含む下水道事業の公営企業への移行が義務化されたことから、新年度から資産台帳を整備し移行準備に取り組んでまいります。

自然環境対策につきましては、国の出先機関であります環境省自然保護官事務所、県及びジオパーク推進協議会との連携のもと、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020」の行動計画に沿いながら、世界水準の「ナショナルパーク」の実現に向け具体的な取り組みを実施していくとともに、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定に即した環境の整備にも積極的に取り組んでまいります。

海岸漂着ごみ対策といたしましては、地域の方々やボランティアの皆さまの協力のもと、漂着ごみの回収及び処分を実施してまいりますとともに、県と協働し、国への財政支援や国際的な発生源対策について、要望活動を継続してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、長期的・総合的視点に立ち、循環型社会の形成に向けて、計画的なごみ及びし尿の適正な処理を推進してまいります。また、「隠岐の島町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、処理施設の整備方針に沿って、島後清掃センター基幹的設備改良事業を実施しております。令和2年度は、本工事を発注することとなり、町民の皆様に安心・安全な生活環境を提供できるごみ処理施設となるよう、令和4年度末の完成を目指して取り組みを進めてまいります。

第三点目は「隠岐の島を訪れてよかった」、思い出を持ち帰れるまちについてでございます。はじめに、観光振興対策についてであります。

「第2次隠岐の島町観光振興計画」に基づき、本町の観光を取り巻く現状と数々の諸課題を踏まえ、基本構想に『人情がつむぐ「よかった。」があふれる島』を掲げて、その実現に向かって、具体的な施策に引き続き取り組んでまいります。

まず、観光行政及び観光事業推進体制の強化といたしまして、一般社団法人隠岐の島町観光協会の組織運営が効率よく進められ、その役割を最大限発揮できるよう、本町や隠岐の島町商工会も連携して取り組んでまいります。

町内の民間宿泊施設の老朽化に伴う施設改修、経営者の高齢化や後継者・労働者不足等による事業承継問題等、課題解決に向け、新たな支援制度を制定し、町内事業者の環境改善に向けて取り組んでまいります。

また、有人国境離島法に基づく「滞在型観光推進事業」として、企画乗船券発行事業を引

き続き展開し、運賃低廉化の助成対象拡大に繋げてまいります。

町内の観光関連施設整備につきましては、国立公園関連補助事業を活用してログハウスなどの施設整備をはじめ各宿泊施設の経年劣化に対応するための改修も積極的に進めてまいります。

マラソン、自転車、シーカヤックやトレッキングなどの、本町らしい「アウトドア・アクティビティ」を最大限活用していくために、この度、包括連携協定を締結いたしました株式会社モンベルと連携して、その仕組みづくりや素材の掘り起こしなどに取り組んでまいります。それらを人との交流に繋げ、広く内外へ情報発信して、幅広い世代の誘客に繋げてまいります。

また、「民謡」「牛突き」などの歴史や固有の文化を、本町にしかない個性的な観光素材として次世代に確実に伝承しながら、有効的に活用を図ってまいります。

さらに「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」の素材の力を活かし、その魅力や価値を広く伝えていくために、現在、建設中の「ジオパーク中核・拠点施設」を島の玄関口にふさわしい情報発信基地として町民の皆様や来町者の方々に親しまれ、大いに活用されますよう取り組んでまいります。

次に、「離島航路・航空路と島内交通網の整備」についてであります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進、島内の生活バス路線等の維持・確保など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって快適で利便性の高い交通網の整備に努めてまいります。

生活バス路線等の島内公共交通につきましては、人口減少やマイカーの普及等を背景に利用者の減少傾向が続いておりますが、高齢者をはじめとする交通弱者の方々のために、公共交通サービスを維持していくことは、暮らしやすいまちづくりを実現していくうえで不可欠な事業であります。

このため、現在、将来にわたり持続可能な公共交通のネットワークを構築するために「隠岐の島町地域公共交通計画」を策定しているところでありまして、新年度からは本計画に基づいた取り組みを推進してまいります。

隠岐航路・航空路につきましては、有人国境離島法に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、本土から来島される方々や物資輸送、車両航送料金等に対しても運賃低廉化事業が適用されるよう、島根県や他の有人国境離島等と連携し、国への要望活動を展開してまいります。

「隠岐世界ジオパーク空港」の利用促進につきましては、ターミナルビルの拡張工事が予定されており、ますます利便性の向上が図られるものと期待をしているところであります。今後も島根県をはじめ関係団体との連携を図りながら、「隠岐世界ジオパーク空港」を全国に広めるための活動を強化してまいります。

隠岐＝大阪路線につきましては、小型ジェット機の「通年就航」により年間を通じて快適で安定した航空路線が確保されました。

今後は、隠岐＝出雲路線もあわせて、さらなる利便性の向上に向けて「隠岐空港利用促進協議会」を中心として積極的に取り組んでまいります。

また、好調に実績を伸ばしております FDA（フジドリーム・エアラインズ）によるチャーター運航企画は、全国各地の地方空港から多数のお客様にお越しいただき、大きな経済効果を生んでおります。今後も快適に短時間で移動できるチャーター企画の利点を活かし、遠距離からのお客様誘致を図ってまいります。

次に、「都市交流・国際交流の推進」についてであります。

国内の都市交流事業につきましては、友好都市協定を結んでおります大阪府豊中市との交流を中心に、子どもたちをはじめとするスポーツ・文化芸術を通じた市民間の交流を推進してまいります。また、全国各地の大阪国際空港就航都市との連携事業といたしまして、観光物産展の開催や担当者会議を通しての相互交流の可能性を検討してまいります。

その他、中京圏、首都圏におきましても、出郷者団体等と連携し、さらなる相互交流に繋げるよう取り組みを進めてまいります。

国際交流では、ポーランド共和国のクロトシン市との交流事業におきまして、交流の目的を明確にし、本町にとって有益な活動となるよう進めてまいります。また、本町に配置した国際交流員による小中学生の外国語に親しむ機会をはじめ、町民の皆様との国際的な文化交流活動にも継続して取り組んでまいります。

最後に、この他の重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、「財政状況と新年度予算」についてであります。

政府は、令和2年度の地方財政対策について、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、令和元年度より7,246億円多い、63兆4,318億円の一般財源総額を確保することとしているところでございます。地方交付税につきましては、令和元年度と比較し、4,073億円多い、16兆5,882億円となっている状況であります。

本町の財政見通しは、合併後の緊張感のある財政運営により一定の基金を造成し、財政指標の改善はみられるものの、依存財源が多く、国や県の動向によっては財政状況が急変する危険性をはらんでおります。

実質公債費比率は、平成30年度が10.1%、令和元年度は9.1%の見込みであります。また地方債現在高は、令和元年度末見込みで266億円余りとなっております。平成29年度以降取り組んでおります大規模事業により残高が増加し、財政指標にも若干影響する見込みであります。

令和2年度から普通交付税算定の特例措置が終了し、一本算定となりますことから、さらに厳しい財政運営が想定されるところでありますが歳入・歳出のバランスをとりつつも、町の将来的な発展を図ることを目標に、重点施策に取り組まなければならないと考えております。

このような状況の中、本町の新年度予算におきましては、国と地方が一丸となって取り組むこととされている地方創生の実現に向け、事業目的及び方向性を明確にしたうえで、持続可能な財政運営の確立のため、引き続き財政の健全化に向けた取り組みを進めながらも、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に入れた予算編成としたところであります。

その結果、一般会計の予算総額は、184億1,000万円で、令和元年度と比較しますと7億4,000万円3.9%減となっております。

引き続き取り組みます新庁舎整備事業、ジオパーク中核・拠点施設整備事業、都市公園再編事業、航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする有人国境離島特措法に基づく各種事業のほか、島後清掃センター基幹的設備改良事業、特別教室空調設備整備事業など、計画に沿った施策の取り組みを推進することとしております。

次に、自主財源の柱であり、住民サービスを行うために必要不可欠な財源であります「町税等の収納率の向上及び滞納整理の取り組み」についてであります。

税負担の公平性を確保するために、滞納者の状況により「差押え」、「執行停止」、「分納管理」に分類したうえで、給与・預貯金等の財産差押え等の滞納整理に厳正に取り組んでおります。

平成30年度の町税等の合計収納率は91.8%であり、平成29年度より1.1ポイント増えている状況です。

引き続き島根県との相互併任制度を活用し、共同で滞納整理を実施するなど、徴収体制の

強化を図るとともに、滞納整理の専門性や意識を高める研修を充実し、人材育成にも力を入れてまいります。

また、私債権の収入未済額が増大したため、その債権管理及び滞納整理について、新年度からは、指針や条例等に基づき、全庁を挙げた取り組みを推進いたします。

大多数の誠実な納税者の思いを大切にし、職員一人ひとりが、信念・熱意・勇気を持って、収納率の向上、滞納整理に取り組んでまいります。

最後に、「竹島領土権確立への取り組み」についてであります。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓発や国際社会への情報発信などを積極的に進め、「領土・主権展示館」での展示や資料調査事業など国全体の問題として本格的に取り組を進めております。

本町におきましても、竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用の取り組みを強化してまいります。

今後も、竹島の領有権の早期確立に向け取り組みを進め、隠岐の島町議会、島根県及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会等と連携し、国や関係機関に対し、その責務において、竹島漁撈歴史記念館の建設や隠岐島周辺の海域の保安体制の充実強化を図ることを強く訴えてまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取り組みについてご説明いたしました。議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、10時50分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時38分 ）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第3号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から議第54号「令和2年度隠岐の島上水道事業会計予算」までの52件を一括して議題といたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました52件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

議第3号から議第8号までの6件につてきましては、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。

議第3号の「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は1億8,293万1,000円の減額でありまして、補正後の予算総額を179億4,047万円5,000円とするものであります。

今回の補正につてきましては、小中学校校内通信ネットワーク整備事業、隠岐広域連合負担金、航空路旅客運賃助成事業費など増額となったものもございますが、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設整備事業、定住対策事業の減額をはじめ、全体では各事業費の確定及び実績見込みにより減額補正となったところであります。

また、繰越明許費は「第2表繰越明許費補正」のとおり、「企画調整事務」から、「林業施設災害復旧事業（現年補助）」までの9件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので計上いたしております。

債務負担行為につてきましては「第3表債務負担行為補正」のとおり、西郷お魚センター改修工事及び備品購入における債務負担限度額を定めるものであります。

地方債の補正につてきましては「第4表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第4号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は3,321万1,000円の追加でありまして、補正後の予算額を19億7,822万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、実績見込みによる一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額、財政調整基金積立の増額であります。

次に、議第5号の「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は3,810万5,000円の減額でありまして、補正後の

予算額を 20 億 9,432 万 1,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、施設管理費及び施設整備費を減額するものであります。

継続費は「第 2 表継続費」のとおり、汚水処理施設共同整備事業におきまして、委託期間の変更に伴い年度割額の変更をするものであります。

繰越明許費の補正は「第 3 表繰越明許費補正」のとおり、汚水処理施設整備事業において翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、総額で 6,021 万円を計上いたしております。

次に、議第 6 号の「令和元年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 639 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 2,519 万円とするものであります。

補正の主な内容は、指定管理料の減額と駐車場整備基金積立金の増額であります。

次に、議第 7 号の「令和元年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入の財源組替でありまして、介護保険対象の利用者の減少により訪問看護収入を 428 万 4,000 円減額し、一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議第 8 号の「令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 758 万 9,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 3 億 8,578 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします負担金の増額であります。

続きまして、議第 9 号から議第 24 号までの 16 件につきましては、条例の一部改正、制定及び廃止に関する議案であります。

まず、議第 9 号の「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」についてであります。引用する「行政手続法等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正により所要の改正を行うものであります。

次に、議第 10 号の「隠岐の島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。職員のサービスの宣誓の方法については 4 月から新たな制度として始まり、まず会計年度任用職員に関する規定を加えるものであります。

次に、議第 11 号の「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。議会運営委員長の報酬を県下自治体の状況に鑑みて、常任委員長と同額にすべきと判断いたしましたので、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 12 号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。度重なる事務の不手際及び不祥事に対しまして町長であります私と副町長は、管理監督責任を負う必要があると判断いたしましたことから、4 月分の給料を減額するものであります。

次に、議第 13 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてであります。求められる行政課題に対し、的確に素早く対応できるよう、組織の一部を見直すものであります。

次に、議第 14 号の「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例」についてであります。さらなる子育て支援の充実を図るため、本年 10 月診療分から助成枠を拡大し、乳幼児から中学 3 年生までの医療費無料化実施に向けて、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 16 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の改正を行うものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてであります。民法の改正に伴いまして連帯保証人に極度額を設定するものであります。また、併せて住宅困窮者への住まいの提供という公営住宅の趣旨から連帯保証人を 1 名とし、身元引受人を届ける規定を設けるものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例」についてであります。別条例において隠岐の島町公共料金等審議会が設置されていることから、本条例から下水道使用料審議会設置に関する条文を削除するものであります。

次に、議第 19 号の「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてであります。引用する水道法施行令の改正により所要の改正を行うものあります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正され、放課後児童支援員の資格要件が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 21 号の「隠岐の島町監査委員条例」についてであります。事務局の設置、地方公営企業法及び財政健全化法に関する記述に漏れがあり、改正箇所や追加条文も多くあることから全部改正を行うものであります。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」についてであります。この条例は、一般廃棄物処理施設の設置・変更に関して、廃棄物処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項に基づき、環境影響調査書及び周辺環境に配慮した対策を検討した報告書の縦覧並びに住民の意見聴取などを適正に行うために定めるものであります。

次に、議第 23 号の「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設置及び管理条例」についてであります。この条例は、ジオパークを活用した隠岐地域の観光振興及び地域振興を図るため、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設を設置し、適正な管理を行うために定めるものであります。

次に、議第 24 号の「隠岐の島町交通指導員条例を廃止する条例」についてであります。その身分の根拠法令である地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、非常勤の特別職に該当しなくなるため、新たに規則等を制定して運用することとし、当該条例を廃止するものであります。

次に、議第 25 号の「新町建設計画（隠岐の島まちづくり計画）の一部変更について」ご説明いたします。

全国的な大規模災害の発生などにより、合併特例債の発行できる期間を合併後 20 年間に延長する法改正が行われたことを受けまして、本計画の期間を 5 年間延長し、令和 6 年度までの期間とする必要が生じたので、「市町村の合併の特例に関する法律」第 5 条第 7 項の規定により議決を求めるものであります。

次に、議第 26 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。事業の財源に過疎対策事業債を充当するため、過疎地域自立促進計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、「過疎地域自立促進特別措置法」第 6 条第 7 項により準用する同条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

追加となる事業は、産業の振興に区分される「漁港施設長寿命化事業」から集落の整備に区分される「町なみ再生事業」までの 11 件であります。

次に、議第 27 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」であります。事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、西郷辺地及び五箇辺地に係る総合整備計画において、

事業を追加するものであります。

併せて、西郷、布施、五箇、都万辺地を一つとする新たな辺地に係る総合整備計画を策定するため、計画期間を異にする西郷辺地に係る総合整備計画の計画期間を平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間に変更する必要が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項の規定により議決を求めるものであります。

追加する事業は、西郷辺地は町道野田線改良事業他 3 件、五箇辺地は新代トンネル整備事業他 1 件で、合計 6 件であります。

次に、議第 28 号の「辺地に係る総合整備計画の策定について」であります。事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、令和 2 年度から令和 6 年度までの隠岐の島町辺地に係る総合整備計画を策定しましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

事業は、町道中町中条線道路改良事業他 47 件となっております。

次に、議第 29 号の「公有水面埋立てに係る意見について」であります。島根県が西郷漁港区域内に道路及び道路護岸の用地として公有水面を埋立てることに伴い、島根県知事から町長の意見を求められましたので、これに異議ない旨を回答することについて、議決を求めるものであります。

次に、議第 30 号の「町道路線の認定について」であります。東郷 275 号線は、県道西郷布施線改良工事に伴い旧県道部分を引き継ぐため、町道名を付け認定するものであります。

続きまして、議第 31 号から議第 41 号までの 11 件の議案につきましては工事請負変更契約及び委託変更協定の締結についてであります。

まず、議第 31 号の「工事請負変更契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕」についてであります。3 か年事業の最終年となり、個別受信機の設置及び屋外局設置に伴う交通誘導警備員配置など、実績により減額の必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 32 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島新庁舎建設建築主体工事〕」についてであります。将来の利用に柔軟に対応するため、議場の床構造を 0A フロアに変更する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 33 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島新庁舎建設電気設備工事〕」

についてであります。現地精査の結果、LAN 配線などの情報通信設備数量の変更、防災設備の移転及び電気自動車充電器設置のための工事を追加する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 34 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島新庁舎建設機械設備工事〕」についてであります。補助事業にかかわるデータ計測機器を追加する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 35 号の「工事請負変更契約の締結について〔30 災 266 号油井 4 号線道路災害復旧工事〕」についてであります。法面掘削工におきまして、当初、人力掘削工にて災害査定を受けておりましたが、法面精査の結果、安全性確保のため重機を使用したロックライミング工法に変更したことにより、機械運搬費及び伐採費等、経費追加の必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 36 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設建築主体工事〕」についてであります。基礎工において海水位が想定以上に高かったため、基礎部分の構造を全体的に浅くしたことや杭を施工した際の発生残土の処分を島外から島内処分に変更したこと、また、地中障害物撤去において、旧護岸のコンクリート片が出土したことによる処分費の変更及び木工事において一部構造部材を集成材に変更する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、議第 37 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設機械設備工事〕」についてであります。換気ダクト設備等において、完成後のメンテナンスを考慮し規格を変更する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 38 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設電気設備工事〕」についてであります。2 階の展示用電灯盤回路を増設する必要性が生じたこと、また、フェリーターミナル管理者との協議により、テレビ共聴設備の増設が必要となりましたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 39 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（池田 2 工区）工事〕」についてであります。路線の一部で想定より浅く岩盤線が出たこと、県道改良工事との調整により管路延長の追加の必要が生じたことから、工事費の増額及び工期を延長する工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 40 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町真空ポンプ場建設工事〕」についてであります。土留め工施工に際し鋼矢板の一部に重度の損傷が発生したこと、また、想定外のコンクリート殻処分が発生したことから工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 41 号の「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕」についてであります。汚泥処理棟建築工事の入札不調が続き着手が遅れましたことから協定期間を延長する必要が生じたので委託変更協定を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 42 号から議第 54 号までの 13 件につきましては、一般会計並びに特別会計及び上水道事業会計の令和 2 年度当初予算についてであります。

まず、議第 42 号の「令和 2 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度の予算編成につきましては事業目的及び方向性を明確にしたうえで、引き続き財政の健全化に向けた取り組みを進めながらも、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に入れた積極的な取り組みを実施するため、当初予算額を歳入歳出それぞれ 184 億 1,000 万円としております。

歳出予算の概要でございますが、前年度比較で 7 億 4,000 万円、3.9%減となっております。

引き続き取り組みます新庁舎整備事業、ジオパーク中核・拠点施設整備事業、都市公園再編事業、航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする有人国境離島特措法に基づく各種事業のほか、島後清掃センター基幹的設備改良事業、特別教室空調設備整備事業などの予算を計上しております。

続きまして歳入予算の概要であります。町税は町民税、軽自動車税、固定資産税につきましては増額、たばこ税につきましては減額となっており、税込全体では 0.7%増としているところであります。

地方交付税につきましては、特例措置が終了した普通交付税において 2%の減、特別交付税は 2.8%の減を見込み、交付税全体では 2.1%の減として計上しております。

また、財源不足への対応として財政調整基金、減債基金からの繰入金を予定しております。

「債務負担行為」につきましては、複数年の工期となる島後清掃センター基幹的設備改良工事に債務負担の年数、限度額を定めるものであります。また、「地方債」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

そのほか、一時借入金の借入れの最高額を 30 億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予

算を提案するものであります。

次に、議第 43 号の「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 20 億 1,200 万円としております。

予算総額は、前年度比で 6.7%の増となっております。この主な要因は、保険給付費の見込み増によるものであります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰入金等であり、ます。

歳入予算では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金等を計上しております。

次に、議第 44 号の「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,310 万円としております。

予算総額は、前年度比で約 5.8%減となっております。この主な要因は、医療機器購入費の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。

次に、議第 45 号の「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 2,240 万円としております。

予算総額は、前年度比で約 22.8%の減となっております。この主な要因は、施設整備費の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。また、医師住宅下水道接続工事、レントゲン画像診断システムサーバーパソコンの更新費を計上しております。

歳入予算では診療収入、県補助金、繰入金、諸収入等を計上しております。

次に、議第 46 号の「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 2,420 万円としております。

予算総額は、前年度比で 11.7%の減となっております。この主な要因は、医薬材料費の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費、医療機器購入費等であります。

歳入予算では診療収入、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債の予算」は、起債の目的等を定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 47 号の「令和 2 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります
が、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 20 億 8,020 万円としております。

予算総額は、前年度比 2.8%の減となっております。この主な要因は、公共下水道施設整備費、中村漁業集落排水施設整備費の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、総務費では、18 の集合処理施設と個別処理施設である浄化槽 181 基の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、西郷地区、五箇地区及び中村地区の管路布設工事費、港町地区の雨水管渠設計委託費、共同処理施設建設工事委託費等を計上しております。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、繰入金、町債等を計上しております。

継続費では、汚水処理施設整備事業、汚水処理施設共同整備事業に係る建設費を計画し、「地方債の予算」は、起債の目的等を定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 48 号の「令和 2 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります
が、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,010 万円としております。

予算総額は、前年度比で 6.9%の増となっております。この主な要因は、指定管理料の増
であります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上して
おります。

歳入予算では、使用料を計上しております。

次に、議第 49 号の「令和 2 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてであり
ますが、歳入歳出予算の総額を 2,270 万円としております。

予算の総額は、前年度比で 2.7%の減となっております。この主な要因は、総合事務組合
負担金の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び事業運営費であります。

歳入予算では、事業収入及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第 50 号の「令和 2 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」につ
いてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,780 万円としております。予算総額は、
前年度とほぼ同額となっております。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器購入費、医薬材料費等
であります。

歳入予算では、診療収入、県支出金及び一般会計繰入金等を計上しております。

次に、議第 51 号の「令和 2 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 870 万円としております。

予算総額は、前年比で 3.3%の減となっております。この主な要因は、医薬材料費の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費、医療機器維持管理費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金及び繰入金等を計上しております。

次に、議第 52 号の「令和 2 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出の総額をそれぞれ 60 万円としております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料等を計上しております。

次に、議第 53 号の「令和 2 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 180 万円としております。

予算総額は、前年度比で 9.8%の増となっております。この主な要因は、島根県後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、島根県後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかる業務委託料等であります。

歳入予算では、保険料、保健事業受託金及び一般会計からの繰入金等を計上しております。

次に、議第 54 号の「令和 2 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴う取引により発生が予定されるすべての収益 6 億 325 万 9,000 円と、それに対応する費用 6 億 489 万 3,000 円を計上しております。

第 4 条では、設備拡充等の建設改良費用及び現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、5 億 415 万 1,000 円を計上しております。

第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。

第 7 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第 8 条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきまして貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業といたしましては、上里浄水場膜ろ過設備更新工事、千田浄水場場内整備工事及び下水道整備や国県町道の改良工事に伴う配水管移転補償費を計上しております。

以上、52件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を行います。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 1 時 2 6 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 1 時 2 6 分 ）

○議長（米澤壽重）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 1 時 5 6 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 1 時 5 6 分 ）

ただ今から、13時30分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 1 1 時 5 6 分 ）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 3 時 3 0 分 ）

日 程 第 9. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第3号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から、議第8号「令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの補正予算関係6件について質疑を行います。

はじめに、一般会計補正予算案について行います。

補正予算説明資料No.4の10ページをお開きください。「歳出」から順次始めます。

10ページで質疑のある方はございますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

それでは、11ページで質疑のある方。

(「なし」の声を確認)

次に進みます、12 ページ。

(「なし」の声を確認)

13 ページ、質疑のある方。

(「なし」の声を確認)

14 ページ、質疑のある方。

(「なし」の声を確認)

15 ページ、質疑のある方。

15 番：池田 信博 議員

○15番（池田 信博）

地域包括センター運営事業で、この任意事業のほうで 200 万円減額、24,000 食が 20,400 食になったと。これをもう少し詳しく説明していただけますか。

○番外（福祉課長 中林 眞）

ただ今のご質問にお答えをいたします。

任意事業の中で「配食サービス事業」、要介護認定者分につきまして、当初 24,000 食を予定していましたが、最終的に 20,400 食となったということでございますが、理由としましては、2 事業所が配食サービスから撤退したことが影響していると考えられます。

なお、この 2 事業所撤退によって影響がある部分については、他の事業所によって対応するようケアプランの作成等に努めておりますが、この 2 事業所の撤退による影響というのは今年度につきましては、やはり「あった。」ということでございます。

○15番（池田 信博）

撤退は分かるけど、その撤退の理由がどのようなものであったのか、もう少し詳しく説明していただきたいというのと、この影響について、お願いしてもなかなか上手く調整ができないというような声も聞いているのですけども。その部分について、何か特別な対応をしたのか、してないのか、どのような状況であったのかももう少し詳しくお願いします。

○番外（福祉課長 中林 眞）

はい。その 2 事業所の撤退の理由につきましては詳細については把握はしておりませんが、1 つの理由としましては、昨年単価改正がありまして 432 円の委託費を 400 円として、32 円委託費が減額となったことは事実としてはあります。

これは介護保険制度の中で、予算の都合上こういった措置をしたわけですが、直ちにこれが撤退に結び付いたかというところとそうではないという風には理解はしておりますが、撤退の事由については、さまざまな事情があるかと思っておりますので、その内容についてはこちらでは把握はしていないというところであります。なお、これを受けて各事業所等に依頼をして、この事業所撤退後のエリアにつきまして、他の事業所でカバーしていただくように既に依頼はして、対応の方はさせていただいております。

○15番（池田信博）

いくら任意事業とは言いながら、やはり撤退するんだったらしっかりと説明をしていただいて、速やかな対応をしてもらいたいというのがありますし、撤退する理由が単価改正で儲けが少なくなったから撤退すると。経営者はそういう考えもあるかも分からんけど、この福祉をやる事業所がそのような考え方で全てをやるというのは如何なものかという風に思いますよ。良いとこだけとって、本当に必要とする者がサービスを受けられないということになったら、まあ資格ないと言っても過言でないと思いますよ。しっかり事情も聞きながら指導してやっていただきたい、如何ですか。

○番外（福祉課長 中林 眞）

はい。おっしゃるとおりですが、ひとつ私が先ほど説明が不足しておりました点として、従来から言われております福祉職場の人材不足というのが、少なからずとも影響しているような声も聞いております。町としてもそちらの解消に向けて取り組んでいるところではあります。また、まだそう簡単に解消されていないという実態を踏まえて、今後さらにこの人材確保につきましては力を入れてまいりたいと考えております。

また、おっしゃるように福祉の精神に則って各法人、事業所等が事業を進めていただいているところでして、そういったところも啓発といいますか、町としても適切な指導等も行なってまいりたいと思います。

○議長（米澤壽重）

よろしいですか。

他にはございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

それでは16ページ、質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

17ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

18 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

19 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

20 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

21 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

22 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

23 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

24 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

25 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

26 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

27 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

28 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

29 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

次に、ちょっと飛びますが32 ページ、質疑はございますか。

(「なし」 の声を確認)

33 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

進みまして36 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

37 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

駐車場事業特別会計にいきます。

40 ページお開きください。質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

訪問看護事業特別会計 43 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

歳出の最後ですが、後期高齢者医療保険事業 46 ページは、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、「歳入」について質疑を受けたいと思います。

5 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

6 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

7 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

8 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

9 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 1 3 時 4 5 分)

(全員協議会開会宣告 1 3 時 4 5 分)

○議長 (米 澤 壽 重)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 1 3 時 5 5 分)

(本会議再開宣告 1 3 時 5 5 分)

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第3号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から、議第8号「令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算（第2号）」までの補正予算関係6件について、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第3号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第3号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第4号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」から、議第8号「令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの5件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第4号から議第8号までの5件については、原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日3月3日から5日まで、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、3月6日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 1 3 時 5 3 分)

以 下 余 白